

速度取締り指針

高島警察署の速度重点取締り路線

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道161号	8:00~18:00	鵜川~新旭町	法定 (60km/h)

★ 重点以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがある。

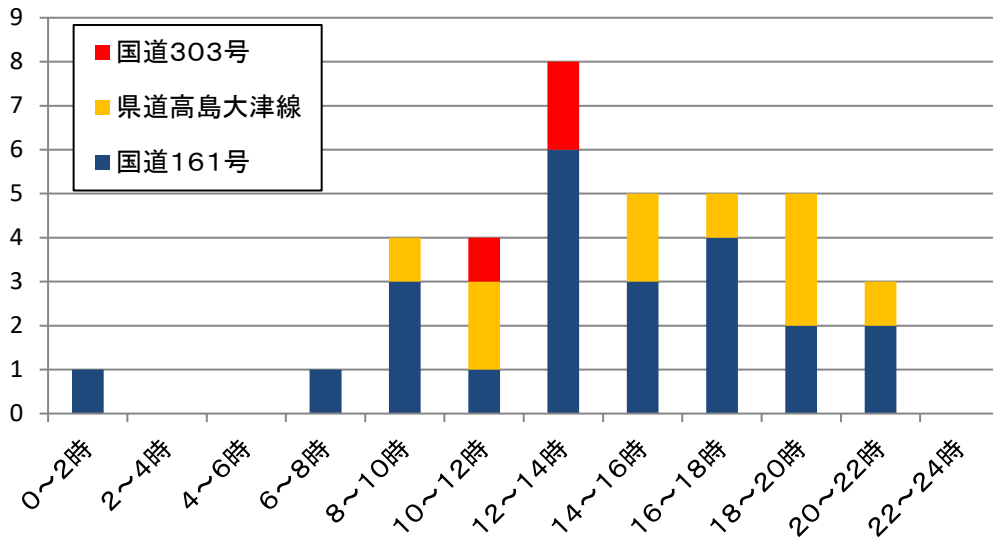
高島警察署管内における交通事故実態

事故多発路線

・国道161号(22件)

(令和6年12月31日時点)

主要幹線道路別、発生時間帯別の人身事故発生状況



人身事故発生状況の分析(昨年との比較等)

- 発生件数は、87件(前年比+10件)、死者3人(前年比-1人)となる。
- 午前8時頃から薄暮時間帯までの広い時間帯に発生している。
- 人身事故の内、交差点での出会い頭事故が発生件数の約3割を占めている。
- 国道161号での人身事故は22件発生しており、発生件数の約3割を占める。
- ※国道161号付近では、信号無視や一時不停止等が絡む交通事故も多い。
- 人身事故の内、第一当事者の年齢層は65歳以上が発生件数の約4割を占めている。



重点時間帯に重点路線である国道161号において速度取締りを強化して交通事故の発生を抑止するとともに被害軽減を図る必要がある。

※ 国道161号においては、速度取締りのほか、シートベルトの取締りを強化
通学路・生活道路等における可搬式オービスによる速度取締りを実施